

江北町特定事業主行動計画（次世代育成支援及び女性活躍推進）に基づく取組の実施状況の公表について

令和 8 年 7 月 1 3 日公表

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 19 条第 6 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条第 6 項の規定に基づき特定事業主行動計画に定める取組の実施状況を公表します

＜男性職員の出産補助休暇の取得状況＞ ※勤務条件等調査より

年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者（人）	2	3	3	3	1
取得者（人）	2	2	2	1	0
取得率（％）	100%	66. 7%	66. 7%	33. 3%	0%

【目標取得率】 100%

【目標達成時期】 令和 12 年度

＜男性職員の育児参加休暇の取得状況＞ ※勤務条件等調査より

年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者（人）	2	3	3	3	1
取得者（人）	1	1	2	0	0
取得率（％）	50. 0%	33. 3%	66. 7%	0%	0%

【目標取得率】 50%

【目標達成時期】 令和 12 年度

＜育児休業の取得状況＞ ※勤務条件等調査より

	年度	R3	R4	R5	R6	R7
男性	新規対象者（人）	2	3	3	3	1
	取得者（人）	0	0	2	2	0
	取得率（％）	0%	0%	66. 7%	66. 7%	0%
女性	新規対象者（人）	3	2	1	3	2
	取得者（人）	3	2	1	3	2
	取得率（％）	100%	100%	100%	100%	100%

【目標取得率】 男性職員の育児休業取得 2 週間以上 85%※

【目標達成時期】 令和 12 年度

※「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）における地方公務員に係る男性

の育児休業取得率の政府目標

＜時間外勤務の状況＞ ※勤務条件等調査より

職員一人当たりの平均時間外勤務時間（年間）選挙、災害対応を含む

年度	R3	R4	R5	R6	R7
平均時間	104.0	93.6	75.4	97.3	105.9

時間外勤務の上限（江北町職員の勤務時間、休暇等に関する規則）

- ・ 1 月の上限時間数 45 時間
- ・ 1 年の上限時間数 360 時間

【目標時間数】職員一人当たりの時間外勤務時間数 100 時間/年以下

【目標達成時期】令和 12 年度

＜年次有給休暇の取得状況＞ ※勤務条件等調査より

年度	R3	R4	R5	R6	R7
一人当たり 平均取得日数	12.9	12.4	13.7	11.9	11.2

【目標取得日数】年間 12.0 日以上

【目標達成時期】令和 12 年度

＜管理職における女性職員の割合＞

年度	R4	R5	R6	R7	R8
全体（人）	10	9	9	9	8
女性（人）	2	1	1	2	2
割合（％）	20.0%	11.1%	11.1%	22.2%	25.0%

- ・ 人数は各年 4 月 1 日時点となります。
- ・ 江北町での管理的地位にある職員の職位は、課長、参事等となっています。

【目標】管理職に占める女性職員の割合 24%以上※

【目標達成時期】令和 12 年度

※「第 6 次男女共同参画基本計画」（令和 8 年 3 月 13 日閣議決定）における市町村職員の各役職段階に占める女性の割合の政府目標